



市民センターの概要

1. 市民センター（公民館）の歴史

仙台市では、従来より、地域における社会教育施設として教育委員会が所管する「公民館」と、市民の自主活動の場として企画市民局が所管する「市民センター」という 2 種類の市民利用施設が設置されていた。政令指定都市に移行した平成元年度にそれぞれの機能を併せ持つ施設となり、平成 2 年 4 月から「市民センター」の名称に統一された。

行財政運営を取り巻く環境の変化や多様化・高度化する時代の変化に対応するため、平成 13 年 4 月には市民センターの業務再編を行い、区中央市民センターに教育局職員を集中配置するとともに、地区市民センターにおける生涯学習事業を「仙台ひと・まち交流財団」に委託した。平成 16 年 4 月からは指定管理者制度を導入、同財団を管理者として指定している。市民センターは、市民本位の総合的・体系的な生涯学習事業を推進する生涯学習拠点として、現在、市内 59 箇所に設置されている。

年 月	摘 要	館数
昭和 21 年 10 月	在仙文化人有志により、宮城県医師会館内に「仙台公民館」が設立。	
昭和 24 年 6 月	（「社会教育法」制定）	
昭和 24 年 8 月	「仙台市公民館条例」の制定により、仙台市公会堂（現市民会館）内に「仙台市公民館」が誕生。	1 館
昭和 25 年 12 月	（仙台市教育委員会発足）	
昭和 27 年 6 月	（「仙台市社会教育委員の設置に関する条例」の制定）	
昭和 31 年 4 月	生出村が仙台市に合併したことに伴い、生出村公民館を「生出分館」に改称。	1 館 1 分館
昭和 42 年 4 月	「生出分館」が移転し、「生出公民館」に名称を変更。	2 館
昭和 42 年 10 月	「仙台市公民館条例」を新たに制定（旧条例は廃止）。 「長町公民館」開館。	3 館
昭和 43 年 11 月	「高砂公民館」開館。	4 館
昭和 44 年 10 月	「中田公民館」開館	5 館
昭和 46 年 8 月	公会堂解体・市民会館建設に伴い、「仙台市公民館」が東二番丁の「市民教養センター」に移転。	
昭和 48 年 3 月	「仙台市公民館」が「中央公民館」の名称となる。	
昭和 56 年 12 月	「岩切公民館」開館。	6 館
昭和 58 年 3 月	「中央公民館」を現在地（仙台駅東口「パルシティ仙台」内）に新築移転し、宮城野通図書館（現・榴岡図書館）と共に開館。	
昭和 58 年 4 月	「七郷公民館」開館。	7 館
昭和 61 年 3 月	（東二番丁小学校改築に伴う「市民教養センター」の廃止）	
昭和 61 年 7 月	「中央公民館柏木分館」開館。	7 館 1 分館

昭和 62 年 11 月	宮城町合併に伴い、公民館 9 館、分館 1 館となる。 (※)宮城・宮城西	9 館 1 分館
昭和 63 年 1 月	中央公民館一番町分館の開館。	9 館 2 分館
昭和 63 年 3 月	秋保町、泉市の合併に伴い、公民館 18 館、分館 2 館となる。 (※)泉・南光台・加茂・将監・根白石・秋保・馬場・湯元・八乙女	18 館 2 分館
平成元年 4 月	教育委員会所管の「公民館(18 館 2 分館)」と市民局所管の「地区市民センター(15 館)」が相互に併設され、新たに開館した 3 館を含めて施設の名称を「〇〇市民センター・公民館」の二枚看板とする。 (※)「専門性のある職員の配置によって社会教育事業を実施し、市民の学習ニーズに応えられる」公民館の長所と、「市民が自主的な活動を自由に展開する場として」の地区市民センターの長所を併せ持つ施設としてスタート。 政令指定都市移行に伴い 5 区 38 館制をとり、各区に拠点館をおいた。 青葉区:「一番町公民館」 宮城野区:「中央公民館」 若林区:「七郷公民館」 太白区:「中田公民館」 泉区:「泉公民館」 ●名称変更…柏木・一番町(分館から公民館へ名称変更) ●新設…片平・東中田・高森 ●市民会館の一部として開館していたものに併設…榴ヶ岡 ●市民センターに併設…鶴ヶ谷・東部・北山・福沢・旭ヶ丘・三本松・荒町・南小泉・六郷・西多賀・八本松・八木山・山田・茂庭台	38 館
平成 2 年 3 月	「仙台市市民センター条例」を新たに制定。	
平成 2 年 4 月	施設の名称を「市民センター」に統一。 (※)市民センターの財産を教育財産とし、施設の使用許可については区長に委任し、施設管理の総括を市民局、維持管理を区長に補助執行させる。 「松陵市民センター」開館。	39 館
平成 2 年 5 月	「大沢市民センター」開館。	40 館
平成 2 年 9 月	「水の森市民センター」開館。	41 館
平成 3 年 4 月	「若林市民センター」「沖野市民センター」「寺岡市民センター」開館。	44 館
平成 3 年 6 月	「宮城市民センター」の名称を変更し、広瀬文化センター内に「広瀬市民センター」が開館。	
平成 5 年 4 月	「幸町市民センター」「貝ヶ森市民センター」「長命ヶ丘市民センター」開館。	47 館
平成 5 年 9 月	「南小泉市民センター」の名称を変更し、若林区文化センター内に「若林区中央市民センター」が開館。若林区の拠点館となる。	
平成 6 年 4 月	「落合市民センター」開館。	48 館

平成6年11月	「せんだいLLプラン 21 仙台市生涯学習基本構想」を策定。	
平成7年4月	「中山市民センター」開館。	49 館
平成7年5月	「折立市民センター」開館。	50 館
平成8年4月	「吉成市民センター」開館。	51 館
平成9年4月	「柳生市民センター」開館。	52 館
平成11年6月	「長町市民センター」の名称を変更し、太白区文化センター内に「太白区中央市民センター」が開館。太白区の拠点館となる。	52 館
平成11年8月	「田子市民センター」開館。	53 館
平成12年1月	「松森市民センター」開館。	54 館
平成13年1月	「仙台まなびの杜(仙台市教育ビジョン)」策定。(平成13年～22年)	
平成13年4月	市民センターの業務再編により、職員を拠点館に集中配置、地区市民センター事業を「仙台ひと・まち交流財団」に委託する。	
平成13年9月	「市民センター運営方針」を定める。	
平成13年11月	「富沢市民センター」開館。	55 館
平成13年12月	「桂市民センター」開館。	56 館
平成15年3月	「福室市民センター」開館。	57 館
平成15年11月	《仙台市市民利用施設予約システム》の導入 「南中山市民センター」開館。	58 館
平成16年4月	指定管理者制度導入に伴い、「仙台ひと・まち交流財団」を指定管理者とする。(平成16年4月から3年間) 「木町通市民センター」開館。	59 館
平成19年4月	非公募により引き続き「仙台ひと・まち交流財団」を指定管理者とする。	
平成19年10月	仙台市公民館運営審議会より「市民センターの施設理念と運営方針の見直しについて」(答申)を受ける。	
平成20年12月	「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を策定。	

2. 市民センターの目的と運営方針

【背景】

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では「生涯学習の理念」(第3条)が新たに規定され、生涯学習社会の実現が謳われている。複雑化・多様化する社会に対応するため、新たな知識や技能を習得したり、学習成果を生かして自己実現を図り、心豊かに充実した生活を送りたいという、人々の生涯学習に対するニーズはますます大きなものとなっている。

一方で、近年は都市化や核家族化の進展により人間関係や地域との関係が希薄になり、様々な社会問題が生じている。人と人とのつながりや、学校や地域の連携などに基づいた地域コミュニティの必要性がますます高まっている。

【目的】

市民センターは、こうした社会的背景を踏まえ、仙台市の教育ビジョン「仙台南なびの杜21」及び「仙台市市民センター運営方針」に基づき、地域の生涯学習拠点施設として市民の主体的な生涯学習活動を支えるとともに、市民が学びの成果を生かしてコミュニティ活動が行えるように支援していくことを目的とする。

平成 16 年度からは(1)学校や地域との連携を図る事業 (2)市民が学んだ成果を地域社会に生かすことができる事業、平成 17 年度からは(3)市民参画型事業 (4)懇話会、事業運営懇談会等を重点事業として実施し、市民協働による事業や地域の特性を踏まえた事業の展開に努めている。また、市民の自発的な学習を支援する情報提供・相談事業の推進など、学習内容の高度化・多様化を図りながら、生涯学習事業の推進に取り組んでいる。

【運営方針】(「仙台市市民センター運営方針」)

生涯学習を取り巻く環境が変わりつつあり、学習ニーズの多様化・高度化への対応が求められ、また地域においては生涯学習活動を含めた様々な市民の活動への適切な対応・支援が求められてきている。

市民センターは、市民とのパートナーシップを進め、地域に根ざした多様な学習ニーズに対応した、開かれた魅力ある生涯学習の拠点施設としての役割を果たしていく。

1. 地域の学習資源の活用、市民・団体とのネットワークの形成を通じて、地域に根ざした市民センターをめざす。

- 地域の歴史、自然、伝統・文化等を事業に活用する
- 地域人材の発掘・育成を進め、生涯学習等に生かす
- 生涯学習の成果を生かす環境をつくる
- 地域のサークル活動や市民活動を支援する

2. 多様な学習機会の提供により、魅力ある市民センターをめざす

- 時代の変化に対応し、新たな課題について学ぶ機会を広げる
- 市民の多様なニーズに対応し、情報提供・相談の仕組みを充実する
- 市民ニーズを踏まえ、魅力ある事業を展開する
- 学ぶ機会のバリアフリーを進める

3. 市民参画を進め、開かれた市民センターをめざす

- 市民センター事業への市民参画を進める
- 地域との協働により事業を進める

【基本施策】

運営方針に基づき、市民とのパートナーシップのもと、コーディネート機能を発揮して、市民参画・市民協働をより推進しながら、地域コミュニティづくりに寄与していく。

- (1) 活力ある地域社会の形成に向けて、市民が地域の資源や課題に応じて様々なテーマについて主体的に学ぶことができるような事業を実施する。
 - ① 地域素材や人材の活用を図る事業
 - ② 地域住民の交流を図る事業
 - ③ ジュニアリーダーサークル支援事業
 - ④ 自主サークル支援事業
- (2) 地域に貢献する人材の育成に向けて、市民が地域との協働による様々な活動について主体的に学ぶことができるような事業を実施する。
 - ① 生涯学習ボランティア養成・支援事業
 - ② ジュニアリーダー育成・支援事業
- (3) 新しい社会の創造に向けて、市民がライフステージごとの必要な課題を主体的に学ぶことができる事業を実施する。
 - ① 現代的課題対応事業
 - ② ライフステージ課題対応事業
 - ③ 市民参画型・市民提案型
- (4) 子育て中の親や障害を持つ方々が、様々なまなびの機会にいつでも参加できるような支援体制をボランティアとの連携のもとに充実していく事業を実施する。
 - ① 託児付き事業
 - ② 手話・要約筆記付き事業
- (5) 住民の自主的な学習の支援に向けて、市民が学習に必要な情報をいつでも得ることができるような事業を実施する。
 - ① 生涯学習に関する情報収集・整理
 - ② 生涯学習に関する情報提供・相談事業
- (6) 市民と団体、地域をつなぐコーディネートとして、地域のコミュニティ活動を支援する事業を実施する。
 - ① 学びのコミュニティづくり事業
 - ② 市民センターパートナーグループ事業

【重点事業】

近年、少子高齢化や核家族化による社会環境の変化によって、人間関係や社会との関係の希薄さに起因する問題が増加してきている。

市民や団体が、知縁(学習、ボランティア、サークル、学校、地域団体等)を活かして、社会とのかかわりをより深めていくことは、地域コミュニティの再生につながっていくものと考えられる。

基本施策の(1)(2)(6)を受けて、

平成20年度は、次の4事業を重点事業として実施する。

- (1) 学校や地域との連携を図る事業(市民センターまつりは除く)
- (2) 市民が学んだ成果を地域社会に生かすことができる事業(成果が市民センターまつりや区民祭りの発表にとどまるもの、講座の講師に活用するものは除く)
- (3) 市民参画型事業
- (4) 懇話会、事業運営懇談会等

3. 平成20年度市民センター事業体系（教育局・地区館）

<教育局直轄事業体系>

大分類	中分類	小分類	
01 生涯学習事業に係る企画・調査・研究 市民センターによる調査研究を通し、本市の課題を明らかにすることにより、市民が様々な課題に応じて学べるようになる。	01 基礎調査の実施	01 地域別基礎調査	
		02 生涯学習事業に係る学習情報の収集・発信に係る基礎調査	
		03 その他関連調査	
	02 生涯学習事例研究事業の実施	01 地域連携事業に係る事例研究	
		02 学習成果社会還元に係る事例研究	
		03 市民企画事業に係る事例研究	
		04 その他当該事業に係る事例研究	
	03 全市重点事業等の分析・評価	01 区内地域連携事業に係る分析・評価	
		02 区内学習成果社会還元事業に係る分析・評価	
		03 生涯学習委託事業に係る分析・評価	
	04 調査・研究成果の活用	01 報告書作成及び報告会の開催	
		02 生涯学習事業委託先への情報提供及び実施指導	
		03 研究機関・教育機関への調査研究事業の提供	
04 生涯学習事業要求水準書作成			
02 生涯学習の質的向上を図る 市民が質の高い市民センター事業を受けられるようになる。	01 広域規模の学習プログラムの実施	01 生涯学習ボランティア養成・育成事業の実施	
		02 ジュニアリーダーの養成・育成事業	
		03 インリーダー研修会	
		04 家庭教育講座	
		05 学びのコミュニティ推進事業	
		06 学社連携・融合事業	
		07 市民団体・NPO・企業連携	
		08 市民参画事業	
		09 その他	
	02 市民センター事業運営への市民の意見反映	01 パートナーグループ事業の開催	
		02 公民館運営審議会の運営	
	03 職員の資質向上・企画力向上	01 職員研修	
		02 テーマ別検討会	
		03 職員会議	
		04 地区館事業に係る指導・支援事業	
	03 情報提供 市民が学習に必要な情報をいつでも得られることで、主体的に学べるようになる。	01 学習情報収集提供	01 学習情報の提供・相談
			02 学習情報の収集
			03 生涯学習情報誌の発行
			04 ホームページによる学習情報の発信
04 委託事業 市民が様々な課題に応じて主体的に学習活動や社会参加できるようになる。	01 指定管理者への委託事業	01 ライフステージに応じた課題学習	
		02 時代に応じた新しい課題の学習	
		03 学習情報の提供・相談	
		04 学習成果の社会還元事業	
		05 学びの活動の広がる事業の実施	
		06 パートナーグループ事業の開催	
09 その他の業務		予算管理	
		業務マネジメント	
		事業概要作成	
		社会教育実習生等の受入	
		宮城県公民館連絡協議会運営	
		全国公民館大会 庶務等	

＜地区館（財団）事業体系＞

大分類	中分類	小分類
01 市民が様々な課題に応じて学べるようになる	01 市民がライフステージに応じた課題について学べるようになる	01 子育て支援に関する講座の開催
		02 家庭教育に関する講座
		03 家庭教育相談の開催
		04 インリーダー研修会の開催
		05 世代間の交流を進める事業の開催
		06 老壮大学の開催
		07 高齢化社会に対応した講座の開催
		08 自然・教養・文化に関する講座の開催
		09 健康づくりに関する講座の開催
		10 地域の素材を学習する講座の開催
	02 市民が、時代に応じた新しい課題について学べるようになる。	01 国際化時代に対応した講座の開催
		02 情報化時代に対応した講座の開催
		03 防災に関する講座の開催
		04 環境保全に関する講座の開催
		05 男女共同参画に関する講座の開催
		06 福祉に関する講座の開催
		07 ボランティア・奉仕活動に関する講座の開催
		08 社会力を高める講座
02 市民が、学習に必要な情報を得ることで、主体的に学べるようになる	01 市民が、市民センターで学習相談・情報提供を受けられるようになる	01 学習情報の提供・相談
		02 学習情報の収集
		03 サークル活動支援
	02 市民が、市民センターの講座情報をいつでも得られるようになる	01 市民センターだよりの発行
		02 生涯学習情報誌の発行
		03 ホームページによる学習情報の発信
		04 報道機関による情報の提供
03 市民が学んだ成果を地域に生かせるようになる	01 市民が、生涯学習ボランティアとして活動できるようになる	01 ジュニアリーダーの育成支援
		02 ボランティア養成講座の開催
		03 ボランティア活動の支援
	02 市民が、自らの知識や経験を生涯学習事業に生かせるようになる	01 市民による地域情報の発信
		02 市民が企画・運営する講座の実施
		03 生涯学習事業の企画の公募
04 市民が、地域で学びの活動を広げるようになる	01 学校、地域、市民活動団体が、地域活動を通して、連携できるようになる	01 学校と連携した事業の実施
		02 地域の学習団体と連携した事業の実施
		03 学びのコミュニティ事業の実施
	02 市民が、自らの学習活動を生かして、地域づくり・人づくりに参加できるようになる	01 まちづくりに参加する事業の実施
		02 地域間交流事業の開催
	03 市民が、地域の人やほかの学習団体と交流できるようになる	01 市民センターまつりの開催
		02 市民の学習発表会の開催
		03 市民交流事業の開催
05 市民が、質の高い市民センター事業を受けられるようにする	01 市民の意見が市民センターの運営に反映できるようにする	01 パートナーグループ事業の開催
		02 アンケート・調査研究による市民ニーズの把握
その他の業務	社会教育実習等の受入業務	03 職場体験学習の受入

＜事業区分（教育局・地区館共通）＞

事業区分	定義
<p>「家」・・・家庭教育推進事業</p>	<p>子育て世代が育児や家庭生活について学ぶことができたり、親子のふれあいを深めることをねらいとする事業 (例)子育て支援講座／親子ふれあい教室／食育講座／思春期親学／プレパパママ講座／絵本よみきかせ講座</p>
<p>「青」・・・青少年健全育成事業</p>	<p>青少年が様々な体験を通じて学ぶ力を身につけることによって心身の健やかな成長を培ったり、仲間づくりや親子・異世代の交流を図ることをねらいとする事業 (例)インリーダー研修／子どもの広場／キッズクッキング／夏休みチャレンジ講座／子ども体験塾</p>
<p>「成」・・・成人学習振興事業</p>	<p>幅広い教養を身につけたり、さまざまな課題を学習する機会を提供するとともに、共通の課題や関心を持つ市民(受講者)相互の仲間づくりや交流を図ることをねらいとする事業 (例)自然体験教室／エコライフ講座／裁判員制度講座／男の料理教室／パソコン・デジカメ教室／社会教育実習生の受入</p>
<p>「高」・・・高齢者学習振興事業</p>	<p>長寿社会の中で、高齢者が学習を通じた仲間づくりや交流によって、生きがいを持って社会生活を送ることができるようになることをねらいとする事業 (例)明治青年大学／老壮大学／健康づくり教室／介護予防教室／シニアパソコン教室</p>
<p>「地」・・・地域社会教育推進事業</p>	<p>市民や地域の団体等がイベントや体験活動などを通して、地域住民との交流や地域活動の推進を図ることをねらいとする事業 (例)市民センターまつり／地域懇談会／学びのコミュニティ関連事業／地域防災教室／社会学級連携事業／地域(自然・伝統)を知る講座</p>
<p>「民」・・・民間指導者育成事業</p>	<p>自らの学習成果や経験を生涯学習ボランティアとして社会に生かす意欲のある人材を養成したり、そのような活動を支援することをねらいとする事業 (例)各種ボランティア育成講座／各種ボランティア活動支援／ジュニアリーダー育成支援／子ども広場サポーター養成講座</p>
<p>「学」・・・学習情報提供・学習相談事業</p>	<p>生涯学習の推進に必要な人材や施設、学習機会、サークルなどの情報を収集し市民に提供するとともに、学習相談に応じる事業 (例)学習情報提供・相談／サークル活動支援／サークル体験／市民センターだより発行／地域学習・人材情報収集</p>

4. 仙台市市民センター機構図

